

第8期介護保険事業計画の「取組と目標」にかかる評価（初期評価・最終報告）

【隠岐広域連合】

(1)取組と目標					(2)自己評価			運営協議会 評価
テーマ	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	
1.官民協働体制の構築	「隠岐圏域地域包括ケアシステムの推進に係る提案書」を発行し、関係機関へ広く提案した。また、専門学校等との協定を継続し、人材確保事業に取り組んでいる。 意見交換会やヒアリングを行い、事業所が抱える人材確保等の課題抽出や情報共有を図っている。一方で、各町村との連携強化を図る必要があり、隠岐圏域が一体となった事業推進体制の構築が必要。	①隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会の開催 ②事業所意見交換会及び個別ヒアリングの開催 ③介護人材ストック事業	① 3回/年 ②-1 意見交換会4回/年 (構成町村各1回) ②-2 個別ヒアリング22ヶ所/年 ↓ 個別ヒアリング23ヶ所/年 ③ 2ヶ所/年	第8章 介護人材の確保及び介護給付の適正化 第1節 地域包括ケアシステムを支える人材の確保 1.官民協働体制の構築 87・88ページ	①令和3年度隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会(8月3日、12月20日、3月28日)、 隠岐圏域地域包括ケアシステム構築の推進に係る研修会(9月14日・参加者数 71人) ②-1意見交換会(未実施) ②-2個別ヒアリング(23/23事業所) ③WG開催(4月12日、5月10日、10月12日) ふれあい五箇(採用5人)、愛宕会(採用0人)	自己評価:【A】 概ね計画通り。 ①推進委員会主催で、Web研修会を実施することができた。 ②新型コロナの関係で集合式の意見交換会は実施できていないが、個別ヒアリングはwebも活用しながら実施できた。 ③検討会のためのWGを設置し、モデル事業としてスタートすることができた。	【課題】 町村との連携強化及び役割分担を確立していく必要がある。ストック事業ではモデル的に導入している2事業所のうち片方に採用が偏っている。 【対応策】 隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会の開催数を増やし、併せて町村担当者会議を開催することで、連携強化を図る。また、研修会講師を推進委員会アドバイザーとして迎え、継続的支援体制を構築。ストック事業の効果と課題を検証	A
2.介護職員に限らない人材確保	無料職業紹介事業所として事業所の求人求職相談窓口を設置しているが、相談がなく就労につながらない。 知夫村で介護に関する入門的研修を実施。就労意向のある修了者がいなかったため就労には至らなかった。 隠岐の島町五箇地区を対象に介護人材ストック事業をモデル的に導入した。	①隠岐広域連合無料職業紹介事業 ②介護に関する入門的研修 ③介護人材ストック事業[再掲] ④ジョブフェア等への参加及び企画	①事業所紹介及び求人情報を隠岐広域連合HPに掲載。また、Facebookの活用。 ②2回/年 ③3回/年	第8章 介護人材の確保及び介護給付の適正化 第1節 地域包括ケアシステムを支える人材の確保 2.介護職員に限らない人材確保 89・90ページ	①求人18件、相談1件、採用0件 ②隠岐の島町五箇地区で2月開催予定だったが、新型コロナ島内発生により次年度延期とした。 ④新型コロナの状況もあり、直接参加を見送り資料設置のみで対応(6月5日、9月3日、4日)	自己評価:【A】 概ね計画通り。 ①求人情報は定期的に更新されているが、求職相談がほとんどない。HPやSNSなどの更新を定期的に行い、広報活動に努めている。 ②入門的研修については、ストック事業と絡めて行うよう進めていたが、開催直前で新型コロナが島内発生し、年度内開催不可となった。 ③ジョブフェアへの参加については、新型コロナの関係もあり、参加を控え、資料の設置で対応している。	【課題】 求人に対する求職相談が圧倒的に少なく、人材不足の解消に至っていない。特に不足しているのは介護支援専門員や看護師といった専門職員と介護職員と同じく変則勤務が必要な調理員となっている。 【対応策】 SNSやHPなどのインターネットを町村ともリンクさせるなど、幅広く情報発信できるよう活用していく。また、介護人材のすそ野を広げるための入門研修の開催に向けて、町村との連携を強化していく。	A
3.介護人材の離職防止及び育成の推進	介護福祉士実務者研修教員講習会を実施し、地元指導者の養成を行っている。しかし、受講ハードルが高く、受講生が集まりにくい。 介護福祉士実務者研修は専門学校等が引き続き実施している。今後も専門学校等との連携し、事業所のニーズに合わせた研修を実施する。	①介護福祉士実務者研修教員講習会 ②各種専門研修	①15人/年 ↓ 5人/年 ②1回/年	第8章 介護人材の確保及び介護給付の適正化 第1節 地域包括ケアシステムを支える人材の確保 3.介護人材の離職防止及び育成の推進 91・92ページ	①10月24日～1月23日に開講し、6名が修了した。 ②-1介護福祉士実務者研修(11名修了) ②-2介護支援専門員更新研修や指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される管理者研修等の開催に向けて島根県と協議を行った。	自己評価:【A】 概ね計画通り。 ①教員講習会は大部分をオンライン化するとともに、日程にゆとりを持たせることで事業所が職員派遣しやすい環境づくりに努めている。 ②実務者研修は隠岐の島町(共生学園)で開催。受講案内など必要に応じた支援ができるよう、関係機関と連携している。また、各種研修のオンライン化や隠岐圏域内での実施に向けた協議では島根県と研修委託先の福祉人材センター等との協議が行われており、進捗状況を確認している。	【課題】 教員講習会への参加者が少ない。事業所としても人材不足の中で、研修へ職員を派遣するという行為自体が難しい状況である。 【対応策】 持続可能な人材養成プログラムが無ければ隠岐の介護を維持していくことは困難であることを理解してもらう必要がある。そのためにも事業所を個別に訪問するヒアリングや意見交換会などを定期的に行う。 隠岐圏域での研修体制構築に向けて、島根県との協議を継続し、実現に向けた課題を明らかにしていく。	A

(1)取組と目標					(2)自己評価			運営協議会 評価
テーマ	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	
4.福祉教育の推進	県社協や町社協と協働し、高等学校向けの福祉教育プログラムである福祉ガイドランスや中学校向けの介護基礎的講座を企画。各学校の要望に合わせて実施している。引き続き介護の本質を理解してもらえよう関係機関と連携していく必要がある。	①福祉ガイドランス	①-1 福祉ガイドランス2ヶ所/年 ①-2 介護の基礎的講座4か所/年 ①-3 介護の職場体験事業2ヶ所/年	第8章 介護人材の確保及び介護給付の適正化 第1節 地域包括ケアシステムを支える人材の確保 4.福祉教育の推進 93・94ページ	①-1福祉ガイドランス(11月18日隠岐高校) ①-2介護の基礎的講座(6月29日西郷南中学校、10月19日西郷中学校、11月2日五箇中学校、11月15日都万中学校) ①-3介護の職場体験事業(未実施) ※島前については、役場と社協が連携し、町村ごとに取り組んでいる。	自己評価:【A】 概ね計画通り。 ①-1島根県社会福祉協議会と連携し、福祉ガイドランスを実施。 ①-2隠岐の島町社協と町内事業所が連携し、介護の基礎的講座を実施。 ①-3介護の職場体験事業はコロナ禍ということもあり実施できていないが、内容等について検討が必要。	【課題】 新型コロナの影響で学校側、事業所側いずれも対応できなくなる場合が想定される。 【対応策】 オンラインの活用も視野に入れる。	A
5.要介護認定の適正化	認定調査及び介護認定審査会における要介護(要支援)度判定の平準化に努め、研修や合議体の再編成を行っている。審査内容に差が生まれないよう引き続き実施する必要がある。	①認定調査結果の点検 ②合議体の再編成 ③介護認定審査会委員及び認定調査員研修の開催	①認定調査結果の全件点検 1,800件/年 ②2回/年 ③認定審査会委員研修 1回/年 認定調査員研修 1回/年	第8章 介護人材の確保及び介護給付の適正化 第2節介護給付適正化の取り組み 2. 要介護認定の適正化 104ページ	①認定調査結果の点検を行い、主治医意見書やマニュアルとの差異が感じられた場合には調査員に対し聞き取りを行った。 認定件数:1,442件/年 ②合議体の編成 4月・10月実施 ③認定審査員の新任研修を4月に実施。(参加者1名) 認定調査員の新任研修を5月に実施。(参加者17名) 認定調査員現任研修については11月8日～11月22日にかけて動画配信での研修を実施した。(参加者56名)	自己評価:【A】 全件点検を行った。計画値より認定件数が減っている。 研修は計画どおり実施できた。	①調査結果の全件点検を実施し、必要に応じて聞き取りを継続。 ②合議体の再編成、年2回を継続。 ③新任研修については、依頼に応じて保険者での対応を継続。また、現任研修については、外部講師による審査会委員研修、調査員研修を隔年で計画する。 併せて、動画配信等の多様な研修方法を検討していく。	A
6.ケアプラン点検の実施	質の高いケアマネジメントの確保のため、隠岐地域介護支援専門員協会と連携し、研修会やケアプランの点検を実施している。引き続き実施する。	①ケアマネジメントに関する研修会の開催 ②ケアプラン点検	①1回/年 ②115件/年⇒54件	第8章 介護人材の確保及び介護給付の適正化 第2節介護給付適正化の取り組み 3. ケアプラン点検の実施 105ページ	①11月に小規模多機能型事業所を対象としたライフサポートプランに関する研修会、主任ケアマネを対象としたケアプラン点検研修会を併せて実施。 ②委託によりケアプランの点検を実施。 点検数:51件	自己評価:【A】 計画通りに実施できた。	①研修会については、ケアマネ協会と共催開催を継続することで、資質と専門性の向上を図っていく。 ②プラン点検については、ケアマネ協会への委託を継続し、引き続き連携を図っていく。	A
7.住宅改修・福祉用具等に関する審査の適正化	住宅改修については、利用者の状態及び住環境から、必要性・妥当性等を点検及び審査。施工後には事前申請と相違ないことを点検及び審査。福祉用具購入、貸与については、必要性や貸与要件に合致しているか点検及び審査している。引き続き実施する。	①住宅改修の点検 ②福祉用具の点検	①施工前 写真での点検120件 訪問点検2件 施工後 写真での点検120件 訪問点検2件 ②購入 提出書類での点検120件 訪問点検1件 貸与 確認依頼書での点検35件 訪問点検1件	第8章 介護人材の確保及び介護給付の適正化 第2節介護給付適正化の取り組み 4. 住宅改修・福祉用具等に関する審査の適正化 106・107ページ	令和3年度4月から3月の実績 ①施工前 写真での点検114件 訪問点検1件 施工後 写真での点検118件 ②購入 提出書類での点検134件 貸与 確認依頼書での点検25件	自己評価:【A】 計画通りに実施できた。	住宅改修及び福祉用具購入・貸与について、適正な支給につながるよう、必要に応じた電話確認や現地確認、制度理解の周知を継続していく。	A
8.縦覧点検・医療情報との突合	国保連への委託により実施しており、保険者による実施は年1回のみとなった。引き続き国保連へ業務委託し、定期的な活用を行い、介護給付の適正化につなげる。	①国保連への委託 ②縦覧点検関連帳票の点検	② 2回/年	第8章 介護人材の確保及び介護給付の適正化 第2節介護給付適正化の取り組み 5.縦覧点検・医療情報との突合 108ページ	②縦覧点検関連帳票の6帳票のうち、6帳票の点検を年1回実施。また、実地指導前の参考として帳票を活用。	自己評価:【A】 概ね計画通りに実施できた。	国保連への委託を継続し、保険者による帳票の活用は計画的に実施していく。	A

(1)取組と目標					(2)自己評価			運営協議会 評価
テーマ	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	
9.介護給付費通知	サービスを受ける利用者に対して通知を行い、適切なサービス利用に対する自覚を促すことで、事業者による不正請求等の防止に努めている。引き続き実施する。	①給付費通知の送付	①2回/年	第8章 介護人材の確保及び介護給付の適正化 第2節介護給付適正化の取り組み 6.介護給付費通知 109ページ	①介護給付費通知書に説明文書を同封し通知した。 令和3年7月実施 令和3年12月実施	自己評価:【A】 計画通りに実施できた。	今後も継続して年2回発送する。	A
10.地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の質の向上	実地指導、集団指導並びに研修会を開催し成果も見られている。今後も継続して実施することで、算定要件が複雑な加算や制度改正等について理解を深めていただくよう支援する。	①実地指導 ②集団指導 ③研修会	① 5事業所/年 ② 1回/年 ③ 1回/年	第8章 介護人材の確保及び介護給付の適正化 第2節介護給付適正化の取り組み 7.地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の質の向上 110ページ	①実地指導は5事業所にて実施 ②コロナ感染症拡大防止の観点から集合形式では実施せず、ホームページでの資料配布にて3月末に実施 ③11月に小規模多機能型事業所を対象としたライフサポートプランに関する研修会、主任ケアマネを対象としたケアプラン点検研修会を併せて実施	自己評価:【A】 計画通りに実施できた。	取得要件が複雑な加算や制度改正等について、実地指導や集団指導、研修会を通じて理解を深めていただき、事業者の質の向上、適正な運用に務める。	A

【評価の基準】

A・・・事業計画通りの事業に取り組みを始めている。

B・・・事業計画通りの事業に取り組もうと準備している。

C・・・事業計画通りの事業に全く取り組んでいない。準備もしていない。